

《未登記道路整理事業の説明》

道路課では、市道を適切に管理するため、市道敷地内の民有地部分を分筆して所有権を市へ移転する事業を行っています。

昔は、荷車で物を運ぶ人の往来があった道路だが、車社会になり徐々に道路が広がってしまった。こんな道路はないでしょうか。

本市では、市民の皆様の貴重な財産である土地をお譲りいただくと共に、ご協力を得まして道路整備等の公共事業を実施しています。

そうした中で、お譲りいただいた土地については、市へ所有権移転を行って適正な財産管理に努めておりますが、その一部の土地について登記が未了（未登記）となっている土地が数多くあります。

もしかすると道路用地として、すでに寄附または売り渡されているにもかかわらず登記をしていないことも十分考えられます。

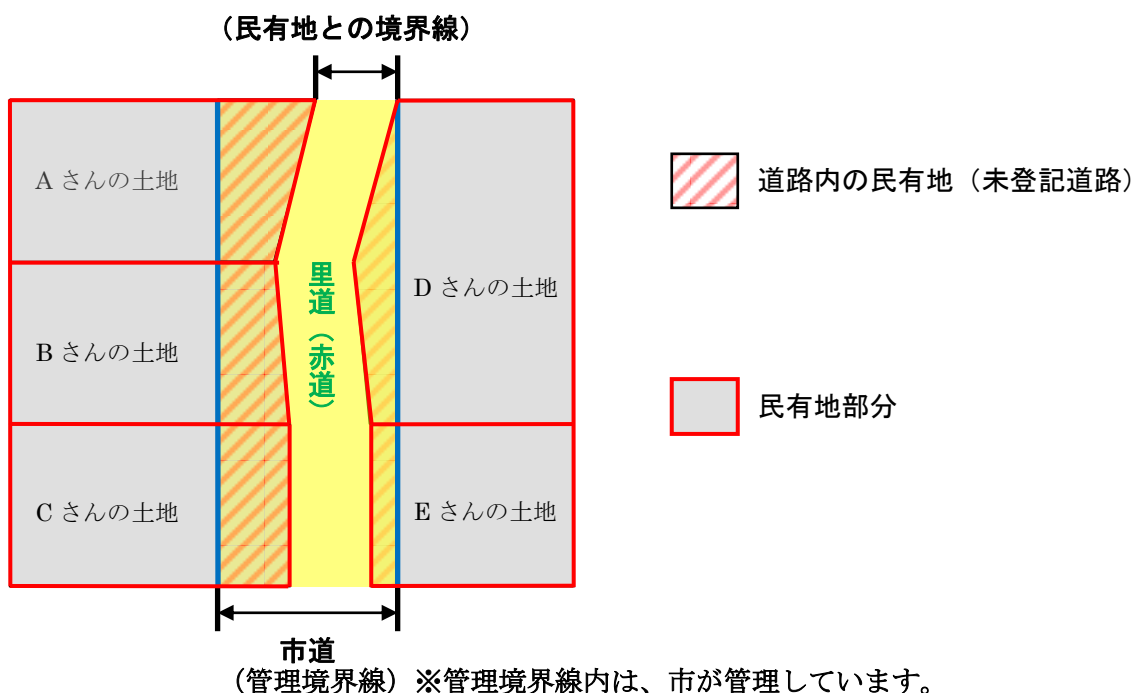
この未登記道路は、市民の皆様の土地を断りなく道路にしたものではなく、道路が必要であるとのご意思があり、安全で快適な住みよい町をつくるために道路整備を最優先した結果と考えております。

今後も適正な財産管理を行うため、関係者の皆様のご協力いただきながら未登記道路の解消に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎ 未登記道路の対象として、次の例のような場合を想定しています。

《未登記道路の例①》

ご地元の皆様方のご尽力により土地を出し合って里道（赤道）を通りやすいように広くした道路ではありますが、分筆及び所有権移転登記が行われていない場合。



《未登記道路の例②》

市道の道路整備事業などにより、道路の両側及び片側を買収して拡幅した道路を道路敷地として分筆及び所有権移転を行います。何らかの事情により部分的に所有権移転登記が行われていない場合。（分筆が行われていない場合もあります。）

